

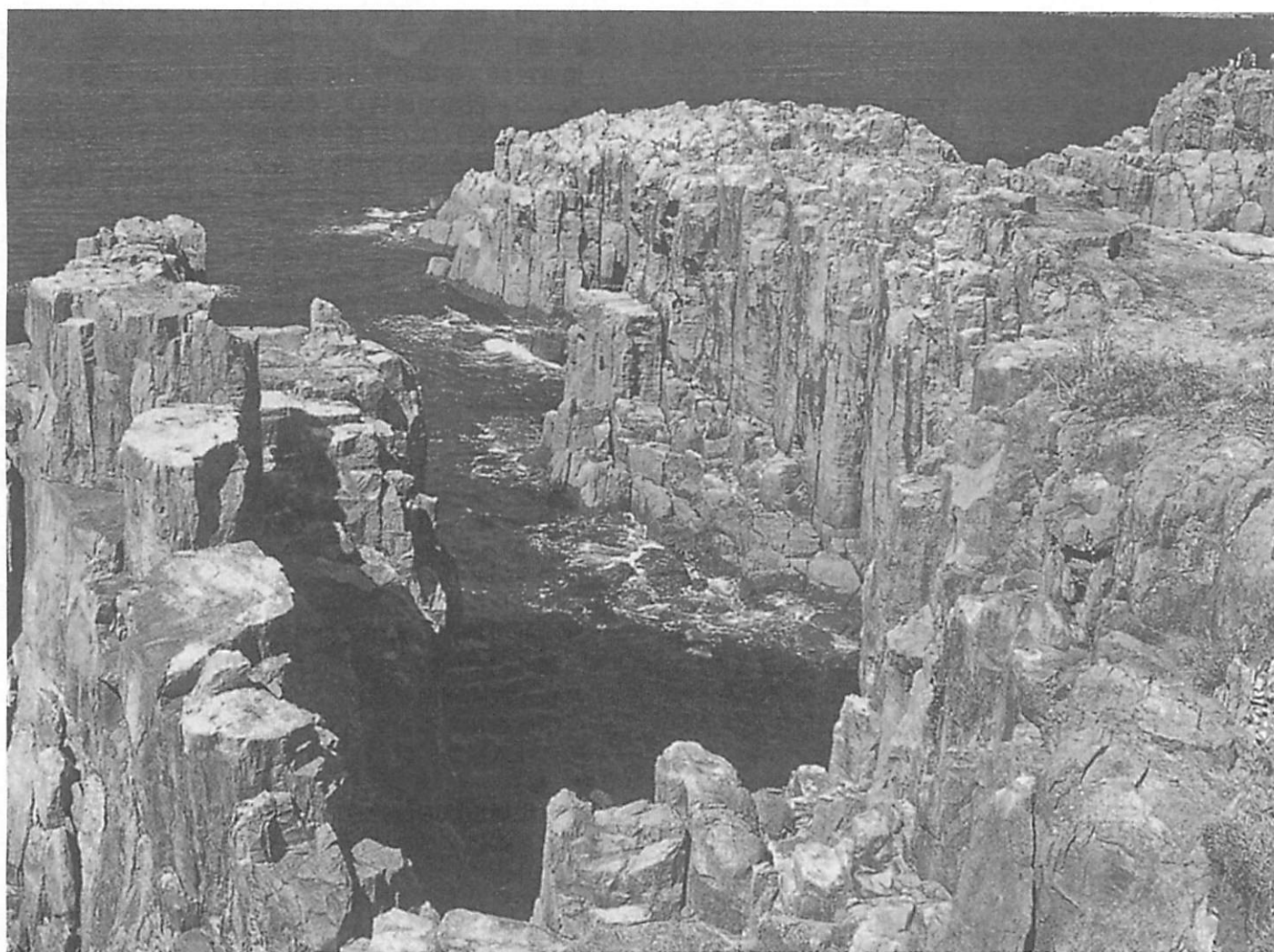


119号

平成22年9月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国間税会総連合会  
会長 大谷 信義  
事務局  
〒105-0003 東京都港区  
西新橋3-23-6 白川ビル3F  
TEL 03(3437)0201  
FAX 03(3437)0301  
URL <http://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
印刷 株式会社 総北海



東尋坊

## 主要目次

平成23年度 税制及び執行に関する要望書 ..... 2～3	局連だより（北陸）..... 8～9
平成22年度 「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告..... 4～5	全間連の動き..... 10
平成21年度 租税滞納状況..... 6	広報だより（東海）..... 11
間税会組織の現状..... 7	間税会だより（組織増強への取組み）..... 12～15
	国税庁からのお知らせ..... 16

消費税 活かすみんなの 間税会

## 1 税制改革の前提

### 〔要旨〕

税制改革により国民に負担増を求める前に、行財政構造の徹底した見直しを行うべきである。

### （理由）

国の平成22年度当初予算における公債発行高は約44兆円（歳入48.0%）に、また、平成22年度末の公債残高が637兆円に上ること等からみて、財政健全化のために、また、今後の少子・高齢化の進展に伴う年金・医療・介護給付や少子化対策に要する経費の増大に対処するためにも、いずれは税制の抜本的な改革により国民に負担増を求めることは、避けられないと考えられる。

この点について、本年6月に行われた菅総理大臣の所信表明演説において、菅内閣の政策課題として「経済・財政・社会保障の一体的建て直し」を掲げるとともに、「わが国財政の危機的状況を改善するためには、(行政等の)無駄遣いの根絶と経済成長を実現する予算編成に加え、税制の抜本的な改革に着手することが不可避です。」と述べられている。

このような背景もあり、税制改革についての論議は今後広く行われることになろうが、税制改革により国民に負担増を求める前に、まずもって、行財政全般にわたって既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく見直すこととし、社会保障費、公務員の人件費、公共事業費などあらゆる分野にわたり、徹底した歳出削減を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織とするよう行政改革を断行することが必要である。

いずれにしろ、国民の眼に見える形で、これ以上の歳出削減措置を講じ得ないことを明らかにするとともに、中長期的展望の下に経済社会の発展、国民生活の安定等に欠かせない施策を展開するための財政措置の必要性を示して、広く国民の理解を得ることが必要である。

## 2 税制一般に関する事項

### 中長期的展望に立った税制

### 〔要旨〕

今後における経済社会の動向を踏まえつつ、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に対応し、公平な社会の構築、将来にわたる持続的な経済社会の活性化を実現するために、中長期的展望に立った抜本的な税制改革を行うべきである。

### （理由）

今後さらに進展する少子・高齢化社会においては、社会保障給付の大幅増が生ずること等を踏まえ、かつ、財政の健全化に資するバランスのとれた税体系となることを念頭に置きつつ、経済活動に中立で歪みのない税制、税負担の不公平を生じない税制、分かりやすい簡素な税制、安定的な歳入をもたらす税制、さらには地方財政の充実確保に繋がる税制を構築するよう、抜本的な改革を行うべきである。

## 3 消費税に関する事項

### (1) 消費税の定着

### 〔要旨〕

消費税については、わが国税制における基幹税の一つであることから、長期的に安定した税制として、一層定着させるべきである。

### （理由）

少子・高齢化が進展する中で、消費税の重要性はますます高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる安定した税制として、定着させるべきである。

### (2) 単一税率の維持と給付付き税額控除制度の創設

### 〔要旨〕

消費税は、税率の引上げが避けて通れない場合においても、単一税率を維持し、低所得者に対する配慮（逆進性の緩和措置）は、軽減税率制度ではなく、所得税において給付付き税額控除制度を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

### （理由）

- イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。
- ロ 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担を緩和するために、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率より低い税率（軽減税率）とする考え方もあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。
- ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をすることなどの事務負担が見込まれる。
- ニ 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税において給付付き税額控除制度を設け、その対象に消費税の負担軽減措置を加えるのが適当である。

### (3) 仕入税額控除

### 〔要旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

### （理由）

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

### （補足）

将来、税率の引上げが論議される際には、低所得者に対する配慮から、食料品等を軽減税率の対象にするという考えも出てこようが、複数税率制度においては、仕入税額控除を的確に行うためにインボイス制度の採用が不可欠となるところ、インボイス制度の下では、免税事業者が取引から排除されるという問題等もあることから、複数税率制度に切り替えることは適当でない。

### (4) 使途

### 〔要旨〕

消費税は、社会保障の充実を図るための目的税とすべきである。

### （理由）

消費税の税収の使途は、少子・高齢化の進展に伴い、高齢者に対する医療・介護や年金、子育て支援などの社会保障の充実のために限定する社会保障目的税とするこ

とにより、消費税の税率引上げなどの見直しについての国民の理解を求めるべきである。

この場合、消費税の見直しと合わせて、社会保障の施策の内容を明示して、国民に対し税負担の増と社会保障の充実との兼ね合いを、説明することが肝要である。

## 4 個別消費税に関する事項

### (1) 石油関連諸税と消費税

〔要旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

〔理由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的な検討をすべきである。

〔補足〕

環境対策としての環境税(CO<sub>2</sub>税)については、国民に広く負担を求めることになるものであるだけに、北欧諸国の例のように、単純に石油関連製品に上乘せ課税することのないよう、幅広い観点から検討を行うべきである。

### (2) 印紙税の負担軽減

〔要旨〕

印紙税については、課税範囲、免税点、税率等の見直しを行うべきである。

〔理由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

〔補足〕

将来、消費税の税率引上げが想定される場合には、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

## 5 納税環境の整備に関する事項

### 納税者番号制度

〔要旨〕

納税者番号制度の導入を検討されたい。

〔理由〕

納税者の利便の向上と課税の適正化を推進するために、プライバシーの保護に配慮しつつ、諸外国の実施例を参考にして、納税者番号制度を創設する必要がある。

当連合会は、消費税の税率の引上げが行われる際には、低所得者の消費税負担を緩和するため、所得税において給付付き税額控除制度を設けるとともに、消費税をその対象にするよう要請しているが、給付付き税額控除制度を的確に運営するためには、納税者番号制度は不可欠なので、そのためにも納税者番号制度の導入を検討されたい。

## 6 執行に関する事項

### (1) 税務機構

〔要旨〕

消費税の重要性に鑑み、税務署機構に消費税の指導等を専担する者を配置されたい。

〔理由〕

消費税は、法人、個人ともに関係する税であることから、法人、個人を通して指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を設けていただきたい。

### (2) 広報

〔要旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

〔理由〕

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途(基礎年金、老人医療、介護)等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税(付加価値税)実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

### (3) 租税教育

〔要旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

〔理由〕

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等に持ち込んでいるが、消費税を含めた税の必要性、重要性を若年期から理解させるために、学校教育の中での租税教育を重視し、文部科学省等とも連携をとりながら積極的に推進すべきである。

### (4) 消費税の滞納整理

〔要旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

〔理由〕

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、当会も滞納の未然防止に取り組んでいるところであるが、執行面において、これまで同様に、その未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

特に、事業者免税点の引下げにより多数の小規模零細事業者が納税者になったことから、消費税についての納税資金備蓄預金や振替納税制度の利用を促進するなどにより、引き続き滞納の未然防止活動に取り組む必要がある。

### (5) e-Tax

〔要旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

〔理由〕

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

# アンケート集計結果報告

## I 調査目的

全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

この提言活動について、昨年9月には「平成22年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を財務大臣、国税庁長官、政府税制調査会会長等に提出しました。本年も最近の税制改正等の動きを踏まえ、時機に即した提言をすることとし、その提言内容に会員の皆様の意見を反映させるため、このアンケート調査を実施しました。

税制改正についての動きとしましては、平成22年度の税制改正におきましては、消費税に関する改正は行われませんでした。昨年12月に取りまとめられた「平成22年度税制改正の大綱」におきまして、この4年間は消費税の税率の引上げは行いませんが、消費税のあり方について、今後社会保障制度の抜本改革などと併せて、用途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め検討することとされていました。そして、この逆進性対策として、食料品などを軽減税率とする方式ではなく、「給付付き税額控除」の仕組みを検討していくこととされていました。

また、この大綱において、地球温暖化対策の取組みを進める上で、地球温暖化対策のための税について、平成23年度実施に向けて成案を得るべく検討を進めることとされていました。

このような背景を踏まえ、全間連は消費税の税率引上げに組するものではありませんが、将来、税率の引上げが避けて通れないとした場合に、全間連としてこれらの問題にどう取り組み、どのような提言をすればよいかということを開きかける方法で、次の項目についてアンケート調査を行いました。

### (質 問)

- (1) 消費税の税率構造
- (2) 消費税の税収の用途
- (3) 地球温暖化対策のための税

## II 回答率

アンケート用紙の配付数13,720枚に対し、回答数は7,323枚で、回答率は53.4%となっています。(別表1参照)

これは、昨年の回答数6,955枚に対し368枚増加し、回答率も昨年の51.8%から53.4%と1.6ポイント増加しました。

## III 回答内容の概要

アンケート調査の集計結果は別表2のとおりですが、質問項目別の回答内容の概要は、次のようになっています。

### 1 消費税の税率構造

「食料品等は、軽減税率の対象とするのがよい」は27.9%、「単一税率が好ましいが、食料品等を軽減税率にするのはやむを得ない」は22.5%で、食料品等を軽減税率の対象とすることを容認するのが50.4%となっている。「食料品等を含め単一税率とするが、給付付き税額控除制度により食料品等の負担を軽減するのがよい」は12.0%、「食料品等

別表1 アンケート調査回答率

区 分	配 付 数	回 答 数	回 答 率
	枚	枚	%
東 京	3,000	1,231	41.0
関東信越	2,500	1,264	50.6
大 阪	100	43	43.0
北 海 道	750	565	75.3
仙 台	850	400	47.1
東 海	1,300	656	50.5
北 陸	950	544	57.3
広 島	1,200	672	56.0
四 国	1,000	653	65.3
福 岡	1,400	958	68.4
南九州	500	274	54.8
沖 縄	70	24	34.3
業 種	100	39	39.0
計	13,720	7,323	53.4

を含め単一税率とし、低所得者に対する配慮は歳出面で行うのがよい」は18.1%、「消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮をする必要はない」は13.8%で、単一税率を維持するという意見が43.9%となっている。

## 2 消費税の税収の使途

「法律で使途を福祉目的に特定する福祉目的税とするのがよい」が33.8%、「法律で使途を特定しないが、事実上、福祉目的にあてるのがよい」が25.2%となっており、福祉目的化する意見が59.0%を占め多数意見となっている。

「使途は特定しないで、その年に必要な費目にあてるのがよい」は34.1%となっている。

## 3 地球温暖化対策のための税

「地球温暖化対策のために、新しい税を設けるのがよい」は18.8%、「地球温暖化対策のために、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、軽油取引税などの既存の税の税率の調整（税率引上げ等）を行うのがよい」は25.8%、「地球温暖化対策は、税以外の排出ガス規制等で行うのがよい」は37.4%となっている。



別表2

## 消費税等に関するアンケート調査集計結果

区分	回答数 (人)	割合 (%)	
1 消費税の税率構造	①食品等は、軽減税率の対象とするのがよい。	2,042	27.9%
	②単一税率が好ましいが、食料品等を軽減税率にするのはやむを得ない。	1,649	22.5%
	③食品等を含め単一税率とするが、給付付き税額控除制度により食料品等の負担を軽減するのがよい。	881	12.0%
	④食料品等を含め単一税率とし、低所得者に対する配慮は歳出面で行うのがよい。	1,324	18.1%
	⑤消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮をする必要はない。	1,013	13.8%
	⑥分らない。	344	4.7%
	⑦その他	70	1.0%
	⑧無回答	0	0.0%

区分	回答数 (人)	割合 (%)	
2 消費税の税収の使途	①法律で使途を福祉目的に特定する福祉目的税とするのがよい。	2,474	33.8%
	②法律で使途を特定しないが、事実上、福祉目的にあてるのがよい。	1,845	25.2%
	③使途は特定しないで、その年に必要な費目にあてるのがよい。	2,498	34.1%
	④分らない。	434	5.9%
	⑤その他	72	1.0%
	⑥無回答	0	0.0%
3 地球温暖化対策のための税	①地球温暖化対策のために、新しい税を設けるのがよい。	1,379	18.8%
	②地球温暖化対策のために、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、軽油取引税などの既存の税の税率の調整（税率引上げ等）を行うのがよい。	1,891	25.8%
	③地球温暖化対策は、税以外の排出ガス規制等で行うのがよい。	2,741	37.4%
	④分らない。	1,167	15.9%
	⑤その他	145	2.0%
	⑥無回答	0	0.0%

# 租税滞納状況

## 消費税の滞納残高

10年連続で減少

全間連は、預かり金的性格を持つ消費税の滞納発生を憂い、かねてから「消費税完納運動」を推進してきているところだ。

消費税の滞納状況を含む平成21年度の租税滞納状況が、去る7月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成21年度の消費税の新規発生滞納額は3,742億円で、前年度の4,118億円に対し90.9%と9.1ポイント減少しました。また、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成21年度末で4,419億円となり、前年度末対比97.4%と、2.6ポイント減少しました。これで、消費税の滞納残高は、10年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成21年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

### 平成21年度租税滞納状況について

- 1 新規発生滞納額  
..... 7,478億円（前年度比16.8%減少）
- 2 整理済額  
..... 8,061億円（前年度比16.0%減少）
- 3 滞納整理中のものの額  
..... 1兆4,955億円（前年度比3.8%減少）

#### 1 新規発生滞納額の状況

新規発生滞納額は、7,478億円と前年度(8,988億円)より1,510億円(16.8%減)と大幅に減少しました。

このうち、消費税については、3,742億円で、前年度(4,118億円)より376億円(9.1%)の減少となっています。

これは、平成21年度においては、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報の充実や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた成果です。

この結果、新規発生滞納額は、平成16年度以降、6年連続で1兆円を下回っています。

新規滞納発生割合は1.8%と、前年度(1.9%)を0.1ポイント下回りました。この滞納発生割合は、平成16年度以降、6年連続で2%を下回り、引き続き低い水準を維持しています。

#### 2 整理済額の状況

整理済額は、8,061億円と新規発生滞納額(7,478億円)を583億円上回りました。

このうち、消費税については、3,860億円で新規発生滞納額(3,742億円)を118億円上回りました。

これは、平成21年度においては、納税者個々の実情を踏まえ法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて確実に処理することに重点を置いて滞納の整理促進に努めた成果です。

#### 3 滞納整理中のものの額の状況

滞納整理中のものの額は、1兆4,955億円と前年度(1兆5,538億円)より583億円(3.8%)減少しました。

このうち、消費税については、4,419億円と前年度(4,537億円)より118億円(2.6%)減少しました。

これは、滞納の未然防止や整理促進に努めた結果であり、滞納整理中のものの額は、平成11年度以降11連続で減少し、平成22年度以来、19年ぶりに1兆5千億を下回ることになりました。

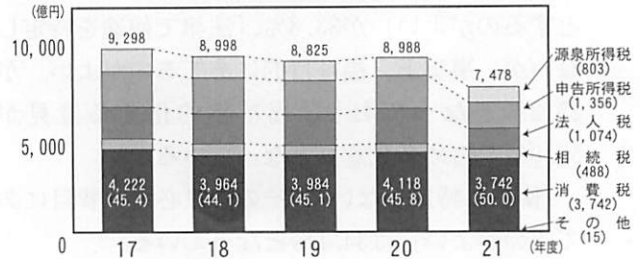
消費税の滞納整理中のものの額も、平成12年度以降、10年連続で減少しています。

### 全税目の滞納状況

単位：億円、%

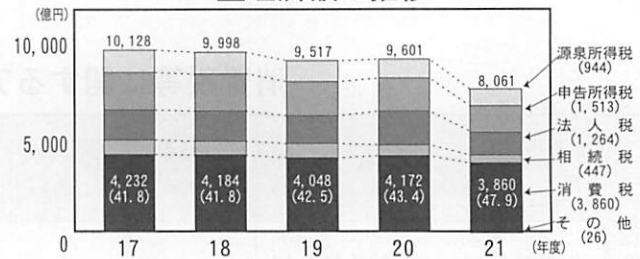
区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
17	9,298	103.4	10,128	96.0	17,844	95.6
18	8,998	96.8	9,998	98.7	16,844	94.4
19	8,825	98.1	9,517	95.2	16,151	95.9
20	8,988	101.8	9,601	100.9	15,538	96.2
21	7,478	83.2	8,061	84.0	14,955	96.2

### 新規発生滞納額の推移

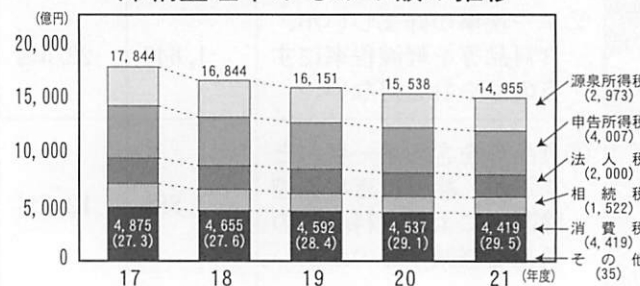


(注) 消費税の( )内は、全税目中に占める消費税の割合である。(以下の図も同じ)

### 整理済額の推移



### 滞納整理中のものの額の推移

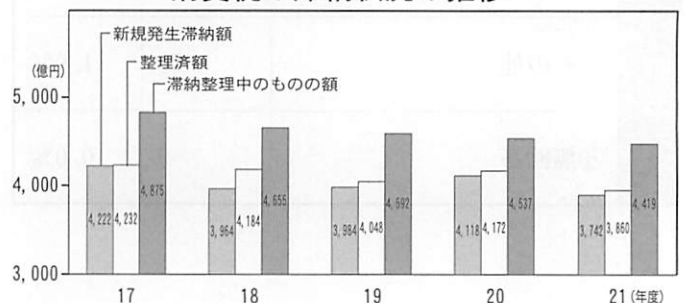


### 消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
17	4,222	103.6	4,232	94.3	4,875	99.8
18	3,964	93.9	4,184	98.9	4,655	95.5
19	3,984	100.5	4,048	96.8	4,592	98.6
20	4,118	103.4	4,172	103.1	4,537	98.8
21	3,742	90.9	3,860	92.5	4,419	97.4

### 消費税の滞納状況の推移



# 間税会組織の現状

## 1 間税会の組織状況

平成22年4月1日現在の会員数は89,892人社（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数92,728人社に対し2,836人社の減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。各局間連の会員数の変動を見ますと、会員数の増加しているのは、関東信越及び沖縄の2局間連で、あとの10局間連は軒並み減少しています。

## 2 最近5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように毎年減少してきています。

なお、過去最高の会員数は、平成12年度の116,511人社です。

別表2 過去5年間の会員数の推移

(単位：人社)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
会員数	101,437	98,072	94,916	92,728	89,892
前年度比	△250	△3,365	△3,156	△2,188	△2,836

## 3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200人社未満の会が278会と全体の63%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は203人社となっています。

## 4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は、会員数上位から40間税会を掲載しました。

会員数ランキング40の局間連別では、①関東信越13、②福岡7、③四国6、④北陸5、⑤東京4、⑥東海3、⑦北海道2となっています。

別表1 間税会組織状況表

22.4.1現在

局連名	会 員 数		
	平成22年4月1日	平成21年4月1日	増 減
	人社	人社	人社
東 京	17,962	18,570	△ 608
関 東 信 越	18,401	18,393	8
大 阪	10	18	△ 8
北 海 道	5,221	5,374	△ 153
仙 台	4,401	4,477	△ 76
東 海	7,882	8,962	△ 1,080
北 陸	6,879	7,327	△ 448
広 島	8,285	8,426	△ 141
四 国	7,809	7,955	△ 146
福 岡	9,718	9,740	△ 22
南 九 州	2,764	2,979	△ 215
沖 縄	570	525	45
計	89,892	92,728	△ 2,836
	89,902	92,746	△ 2,844

(注) 1. 会員数には、業種別部会の会員数を含む。(関東信越・仙台)  
2. 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表3 間税会会員数階層別分布状況

会員数	東 京	関東信越	北海道	仙 台	東 海	北 陸	広 島	四 国	福 岡	南九州	沖 縄	合 計
100名未満	9 (7)	12 (11)	9 (9)	40 (38)	24 (22)		19 (18)	6 (6)	2 (1)	14 (12)	3 (3)	138 (127)
100名以上	35 (36)	18 (19)	13 (13)	7 (8)	13 (12)	3 (3)	15 (16)	9 (9)	14 (14)	10 (12)	3 (3)	140 (145)
200名以上	25 (22)	14 (14)	4 (3)	5 (5)	4 (4)	4 (3)	8 (8)	4 (4)	6 (6)			74 (69)
300名以上	9 (13)	6 (6)	2 (3)	(1)	3 (5)	3 (1)	7 (7)	1 (1)	1 (2)			32 (39)
400名以上	3 (2)	4 (2)	1 (1)		1 (1)	(3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)			12 (12)
500名以上	2 (3)	2 (3)	1 (1)		2 (2)			2 (2)	2 (2)			11 (13)
600名以上	(1)	1 (2)			(1)	1 (1)			1 (2)			3 (7)
700名以上	1	1 (1)			1 (1)				2 (1)			5 (3)
800名以上		1 (2)				3 (3)		1				5 (5)
900名以上		2 (1)						(1)	1 (1)			3 (3)
1,000名以上		2 (2)				1 (1)		2 (2)	1 (1)	(不明12)		6 (6)
計	84	63	30	52	48	15	50	26	31	36	6	441

(注) ( ) 書は前年度

最 高	武蔵野 701	上 田 1,050	札幌西 501	山 形 294	岐阜北 731	富 山 1,403	徳 山 432	伊予西条 1,238	小 倉 1,008	延 岡 156	北那覇 168	富 山 1,403
最 低	厚 木 40	柏 崎 10	名 寄 47	黒 石 17	掛 川 22	奥 越 102	真 庭 42	安 芸 53	対 馬 75	小 林 15	那 覇 49	柏 崎 10
平 均	214	289	174	84	164	459	166	300	313	77	95	203
モデル会	千葉西 135	足 利 356	滝 川 113	寒河江西村山 124	千 種 138	福井 801	広島西 257	鳴 門 178	若 松 208			平均 257



北陸間税会連合会  
会長 中島 秀雄

北陸間税会連合会は、昭和48年4月に「北陸間税協力会連合会」として結成され、その後、平成元年の消費税導入を契機として消費税の課税事業者を中心とした組織に改組し、名称も現在の「北陸間税会連合会」に変更し、現在に至っています。

北陸間連は、富山・石川・福井の3県下の15の単位会と業種別部会等で構成されており、会員数は約7,000人社（平成22年4月現在）となっています。会員数は平成14年をピークに連年減少傾向にあります。

このような厳しい状況の中で減少に歯止めをかけ、会員増に転じるため、役員、会員が丸となって取り組んでいるところです。

以下、各県連及び特色ある間税会を紹介します。

## 【富山県間税会連合会】会長：小林 紀男

### 富山間税会 会長 小林 紀男

当会は昭和44年に設立された当初は、一部の業種のみで活動していた間税協力会であり、平成9年3月新体制になって、短期間で新規会員を集め、会員数1,403社（平成22年4月現在）は全国一位となっています。

また、税制、事業、総務、広報、組織の各委員会を設置し、税務研修会の開催等を通じて間接諸税の研究を推進するとともに、税務・税制の公正な運営などの提言活動を実施していくことを確認し、今日に至っています。

平成16年度に富山市、平成18年度には富山県を中心とした公益事業部会が発足し、定期的に「地方公共団体の特別会計と公益法人の決算と申告」についての研修会を開催し好評を得ています。

また、予てより業種別部会の充実を図ることにより、会員の増強に努めることを目標に掲げていますが、平成16年度に医薬品家庭配置薬部会、平成19年度に富山市建設業協会、平成20年度には富山県自動車販売店協会が発足し、定期的に業種別部会単位の「消費税の実務について」及び「印紙税の実務について」の研修会を開催し、着々とその成果を挙げています。

当会としての最大の事業活動である、一般会員を対象とした「消費税と法人税の実務上の留意点」と題しての研修会は大変に好評であり、年々受講者が増加しており、今年度は160社の参加がありました。

一方、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進については、役員企業の100%の達成及び会員企業の利用率向上に取り組んでいますが、現在のところ順調に推移しています。

今後は、研修会等の開催を通じて、役員及び会員相互の意思の疎通を図りながら、会員の増強、特に業種別部会の強化に向けて、積極的に取り組んで参る所存であります。

### 高岡間税会 会長 在田 吉保

当会は、平成22年5月25日、北陸間連の中では一番遅くで公益事業部会を立ち上げました。これは、富山県連の皆さんや高岡税務署のご指導の賜物であり、その第一歩である第一回目の研修会を、平成22年6月に、高岡市ふれあい福祉セ



ているような気がしております。アジア新興諸国の高度成長等、海外の恩恵を受ける企業群も少なく、一方で国内需要の伸び悩み、デフレ圧力に敏感に反応する当地域の経済構造は如可んともしがたいものですが、このような中での公営事業部会の設立は、当会に新しい風を起こすものと期待しております。

ンターで実施、関係部署全員参加の中で無事スタートいたしました。

当会も他の間税会の皆様同様、会員増強には頭を痛めております。当会を構成する会員数は、一時的には盛り上がったものの、その後だんだんと減少、その理由は、会社の統合・整理、事業の廃止等、高岡地区の経済停滞状況を反映し



### 魚津間税会 会長 生駒 晴俊



平成22年に入ってから会員の活動意識の高揚のため、各種の研修会を催しました。

2月18日、公益事業部会の研修会を魚津税務署の担当官を講師として開催しました。

5月20日、魚津法人会の記念講演に後援として参加、講師は政治ジャーナリスト 泉

宏氏で、「混迷する政局展望と参院選の行方」という講題での時局講演でした。

5月24日は、魚津商工会議所主催による経営セミナー「お金をかけずに繁盛店に変える！」をテーマに、「中小企業経営者、幹部に知恵とやる気さえあればお店は絶対生まれ変わる！」と、若手の(株)アチーブメントストラテジー社の代表：富田英太氏が力説され、多数の参加者によって活気溢れるセミナーとなりました。

5月26日、当会役員総会では、22年度の事業計画の承認と山本魚津税務署長が長年体験されました、山岳登山の激しく厳しい中にも山男の友情溢れる体験談を聞き、遅しく生きる男の生き様を会員一同、感動させていただきました。

### 砺波間税会 会長 西村 亮彦

本年1月11日に当会の念願でありました、公益事業部会の第1回の研修会を開催することが出来ました。昨年5月より、砺波税務署の署長と担当統括官のご協力を得て、管内3市1事業組合の7課（13特会）を訪問し、趣旨説明をするともに加入依頼を行いましたところ、各事業所ともにご理解をいただき、当日の研修会の開催となりました。

また、小学生や中学生に税、特に消費税についての理解を得るために、「世界の消費税145ヶ国」図柄刷込みクリアファイル1,000部を砺波税務署を通じて、小、中学校に提供しました。



富山新聞記事 2010.5.20付



## 【石川県間税会連合会】 会長：中島 秀雄

### ● 金沢間税会 ● 会長 中島 秀雄



当会は、4月27日、ホテル金沢で、役員会を開催し、金沢税務署長に対して、「役員企業のe-Tax100%利用」を宣言し、利用推進に努めることを誓いました。

北陸三県の間税会では初めての宣言となり、従来の「消費税期限内納付推進」に続く運動として展開したいと考えています。

### ● 七尾間税会 ● 会長 前山 正一

当会は、消費税を理解し、支持する団体として、地域の皆様に的確な情報提供をする必要性が増すなど、間税会の役割は更に大きくなっていく中、いかに組織の拡大強化を図るか、いかに当会活動を活性化して行くかが大きな課題となっています。こうした状況の中、当会では、公益事業部会・七尾市商業部会・和倉温泉旅館業部会・金融部会・七尾木材部会・七尾鹿島建設業部会・羽咋市建設業部会という7部会の関係団体の協力も得て、部会ごとの消費税等の研修機会などを提供し、会の充実を図りながら会員増強を推進しています。

また、「税を考える週間」行事として、納税貯蓄組合と共に税に関する小・中学生の作文を募集して、入賞者の表彰式を行うなど、納税意識の啓発活動を行っています。

さらに、今年度は積極的に会員増強運動に取り組みながら、「e-Tax」の普及・利用促進を事業計画の重点活動に掲げ、PR活動及びきめ細やかな研修を行い、更なる事業活動の発展を図ることとしております。

### ● 小松間税会 ● 会長 西木戸秀幸

当会は、平成元年9月に小松間税協力会より小松間税会に改組し本年度で22年を迎えます。

平成7年度より組織の拡大強化を目指し、会員増強運動に積極的に取り組み、現在は会員812名(平成22年4月現在)が加入しています。



事業活動では、

- ・ 税務研修会、講演会等の開催
- ・ 消費税に関する調査研究、税制・執行に関する提言
- ・ 「世界の消費税」クリアファイルを『税を考える週間』に、教育委員会を通じて、中学3年生約3,000名全員に配布、税の学習などに利用
- ・ 「間税会だより」の発行(全間連、局連の会報も配布)等の活動を3委員会構成で続けています。

今年度には、消費税についての啓発・広報活動のほか、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の推進、さらにはe-Taxを利用したダイレクト納付の推進など、消費税完納運動をより一層推進し、税務当局をはじめ関係諸団体のご指導・ご協力を得ながら、安定した事業を展開して行きたいと考えています。

## 【福井県間税会連合会】 会長：北野憲太郎

### ● 福井間税会 ● 会長 北野憲太郎

当会では、研修会を年2回実施し、金沢国税局と福井税務署の方に講師をお願いし、消費税の実務を学ぶ活動を行っています。今後、10月には、全会員を対象にフリージャーナリストの坪川氏による講演を予定しています。

昨今、会費の未納者や退会者が多いことから、組織委員会を軸にして会員の増加、財務の強化に努力しています。

また、社会的に問題になっています「振込め詐欺」防止の対応策として、幟旗を作成し、警察と共に市民の皆様にご注意を呼びかける運動も展開しています。

### ● 敦賀間税会 ● 会長 川上 良造



当会では、年間を通じて様々な行事を開催し、幅広く間接税の必要性をアピールしていますが、今回も“税を考える週間”行事の一環として「印紙税研修会」を実施いたしました。金沢国税局より講師をお招きし、一般向け及び金融機関向けの2部構成で、それぞれ契約書・領収書に係る印紙税の取扱いについて学習しました。研修会の終盤には参加者から多くの質問が飛び交い、予定時刻を過ぎるほどの白熱した研修会となりました。

そのほか女性部会においては、「絵でがみを楽しむ会」を開催いたしました。二科展で入選された特別講師の指導のもと、参加者約30名がそれぞれ個性ある絵でがみを見事に仕上げ、中にはe-Taxのマスコット人形をかわいらしく描く方もおられました。

いずれも“税”をより身近に感じることのできた有意義な企画でありました。



### ● 奥越間税会 ● 会長 南部 忠生

去る6月に開催された第40回定期総会において、役員の変更及び本年度の事業計画等が審議されました。当年が役員の変更年度になっておりましたが、諸般の事情から、1年間の延長が提案され、来年度において役員の変更をすることが承認されました。

本年度の事業計画においては、友誼団体との共催による「税を考える週間」・「確定申告」に付随した「e-Tax普及キャンペーン」・「消費税期限内完納推進運動」の展開、同じく共催による「小・中・高校生を対象にした租税教育推進事業」等を実施して、税に対する啓発活動により一層努めていきます。

また、連絡協議会及び友誼団体主催の税務懇談会及び経営研修会に積極的に参加して、会員の意識向上を図っていきます。

### ● 三国間税会 ● 会長 出口 隆弘

当会は、坂井地区を中心に現在会員数が204名で構成されています。関係友誼団体及び税務署との緊密なる連絡を図り、税知識の普及・啓発活動、会員数の純増を毎年の目標としています。

当会の活動としては、年3回の広報誌「税のひろば」の発行や税務署職員を講師に迎えた消費税実務研修会を実施いたしました。

また、小中学生への税知識の普及を目的とした小学生の公共施設見学、クリアファイル等の配布を行い、税知識の普及を図っています。

「税を考える週間」では関係団体と共に街頭で役員がチラシやクリアファイルの配布、小中学生の税に関する作文・ポスターの展示を行い、一般市民に対して税についての啓発活動を行っています。

今後ともe-Taxの周知、税知識の普及活動に力を尽くし、努力をしていきたいと思っております。

## 常任理事会の開催

去る7月23日(金)午後2時から東京・麹町 弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部木本消費税室長から、ごあいさつをいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第37回通常総会の開催
- ② 平成21年度収支計算書(見込額)及び平成22年度収支予算書(案)
- ③ 平成21年度事業報告及び平成22年度事業計画(案)
- ④ 組織増強への取組みと財務基盤の強化等
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの申込状況等
- ⑥ 「税の標語」の募集等
- ⑦ 平成23年度税制及び執行に関する要望書

## 正副会長会議の開催

去る7月23日(金)常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

## 青年部役員会等の開催

青年部は去る6月23日(水)午後1時から、東京・港区愛宕山にあるNHK放送博物館を見学した後、午後3時から、全間連事務局において役員会を開催し、第32回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について協議をしました。

その後、橘国税庁消費税室長等の幹部を交えて、活発な意見交換が行われました。

## 揮発油税中央セミナーの開催

第31回揮発油税中央セミナーは、6月8日(火)午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室山根諸税第一係長を講師として行われ、105名が受講しました。

## 全間連の租税教育活動を(財)大蔵財務協会が後援

(財)大蔵財務協会(石坂匡身理事長)は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配付活動に対して後援して下さることになり、去る7月23日(金)に開催された常任理事会の席上において、石坂理事長から大谷会長に対し、後援金(200万円)が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配付は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の応募数やクリアファイルの配付数は増えてきており、次代を担う青少年等の租税教育に力を入れている(財)大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、後援をいただいているものです。



## 全間連の主な動き (22.5.20~9.14)

5月20日(木)	広島局間連総会出席	広島
5月21日(金)	南九州間連総会出席	鹿児島
5月27日(木)	仙台局間連総会出席	仙台
6月8日(火)	揮発油税中央セミナー	東京
6月8日(火)	輸出品販売場等税務懇話会総会出席	東京
6月9日(水)	北海道間連総会出席	札幌
6月9日(水)	全国石油ガス税納税協力会総会出席	東京
6月11日(金)	東海間連総会出席	静岡
6月15日(火)	関東信越間連総会・創立20周年記念式典出席	埼玉
6月16日(水)	福岡局間連総会出席	福岡
6月17日(木)	東京局間連総会出席	東京
6月23日(水)	青年部役員会	事務局
7月6日(火)	幹事会	事務局
7月14日(水)	財務委員会	事務局
7月15日(木)	会務運営委員会	事務局
7月16日(金)	総務委員会	事務局
7月22日(木)	税制委員会	事務局
7月23日(金)	正副会長会議、常任理事会	東京
8月6日(金)	事務局長会議	事務局
8月31日(火)	税務行政懇談会出席	国税庁
9月14日(火)	幹事会	事務局

## 東海間連 第37回通常総会に参加して

「伊豆の海や紅梅の上に波ながれ」

俳人の水原秋桜子が数十年前に俳句に詠んだように、古くから伊豆の地は名勝地として有名であります。

このような風光明媚な伊豆下田の稲取銀水荘にて、平成22年6月11日(金)、東海間税会連合会第37回通常総会(静岡県大会)が開催されました。

御来賓には、井阪喜浩名古屋国税局長や江川治美全間連専務理事を始め、地元の大村慎一静岡県副知事、石井直樹下田市長、太田長八東伊豆町長など多数ご列席いただきました。

総会の参加者も、220名を超え、近年にない参加者数となりました。

総会は無事終了し御来賓の挨拶の中で、地元の下田市長は、「景気が今ひとつの中、下田で開催していただいたことは非常に嬉しい」と喜んでいただきました。

また、井阪名古屋国税局長には、御多忙の中、記念講演を快く応じていただき、「IT化・国際化と税」との演題で講演をしていただきました。

税の最先端の話題をプロジェクターに映して、分かり易く説明いただき、大変好評でありました。

記念講演後の懇親会では、地元の和太鼓の披露もあり、大変盛り上がりました。



翌日の12日(土)は、大会参加者の有志50名ほどが参加して、下田開国史跡めぐり研修をいたしました。

テレビの大河ドラマで幕末を舞台にした「龍馬伝」が放送中でもあり、参加者の関心も高く、誠にタイムリーな企画となりました。

最初に「唐人お吉」で有名な宝福寺を訪ねました。

参加者は、お寺の案内役の流暢な説明に何度も聞きながら、歴史に翻弄されたお吉の悲劇的な生涯に思いを寄せていました。

また、坂本龍馬の師匠である勝海舟が、宝福寺に滞在中の土佐藩主山内容堂を訪れ、龍馬脱藩の罪の許しを乞い、許されたという逸話の説明もあり、幕末の歴史の一端に触れたような気がいたしました。

次に向かったのは、了仙寺でした。

境内に入ると、アメリカジャスミンの甘い香りが一行を迎えてくれました。

了仙寺は、幕末にペリーと幕府との間で日米下田条約が締結された有名なお寺です。

了仙寺の住職は、伊豆下田間税会の会員でもあり、門外不出の絵巻物を特別に拝観させていただくなど、我々一行に懇切丁寧に対応していただきました。

本当にありがとうございました。

住職のお話を聞いた後は、了仙寺宝物館に移り、開国・黒船をテーマに収集された歴史的資料を見学しました。



最後に一行は下田漁港に行き、ここで昼食をとり解散いたしました。

当日は天候にも恵まれて、参加者一同楽しく、かつ、有益な一日を過ごすことができました。

こうして、総会及びそれに続く一連の行事も、盛会裡に終わることができました。

これも静岡県連の土屋紀雄会長、萩原良一事務局長並びに伊豆下田間税会の皆様の御努力によるものでした。

改めて厚く御礼申し上げます。

## 組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、7ページに掲載しましたように、残念なことに平成22年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、89,892人社となり、前年同期の92,728人社に比べて2,836人社の減少となりました。

このような趨勢の中で、会員増強に精力的に取り組まれ、顕著な会員増に結びつけた間税会もあります。

今回の間税会だよりでは、平成21年度中に60人社以上の会員増を行った8間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

### 武蔵野間税会

東京局間連

会員数 (人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	652	680	700	602	701	99

#### 1 組織拡大への取り組み方

会員増強月間を設けたり、他の税務関係団体に働きかけるなどの特別な会員増強活動はしていませんが、何故会員増強が出来たかといいますと、基本に忠実な会運営を行ってきた結果だと思っています。それは次の三つの要素が生み出した結果です。

- ① 役員のほぼ全員が間税会の生え抜きであり、間税会の目的意識をしっかり持っていること。
- ② 眼に見える活動を続けてきていることから、地域における間税会の知名度が高いこと。
- ③ 一般会員の参加機会を増やすことで退会を防止し、退会者が2%以下であること。

特に重要なのは①です。間税会を第一と考えている役員による、他に依存しない独立独歩の会運営と、一人一人の地道な努力の結果だと思っています。

#### 2 主な事業活動の内容

- ① 理事会及び総務・企画税制・広報・組織の各委員会・女性部会の年間開催回数は46回でした。平均出席者数は、理事会は理事40名のうち32名、委員会は7名です。
- ② 毎回30ページ前後になる会報(1,800部)を年2回発行しています。
- ③ 著名人を講師に招いての時局講演会を開催しています。当会主催の下、近隣の間税会との共催事業として実施し、一般にも公開しています。毎回、参加者は200名以上です。
- ④ クリアーファイルを管内総ての小学4・5・6年生、中学1・2・3年生に配布しています。昨年度は21,000枚でした。



イータ君が見守る中、地元市長がe-Taxによる確定申告

- ⑤ 主要駅前にe-Taxの周知や消費税完納

推進のための懸垂幕を、4ヵ月間掲示しています。

- ⑥ e-Taxの周知のために、特別に作成した着ぐるみのイータ君による広報活動を続けています。

#### 3 今後の活動方針

e-Taxの普及・利用拡大を最優先の活動としてきていますが、数値目標を掲げ、前年度には役員の利用率80%を達成しました。今年度は100%を目指します。また、10月に創立60周年記念式典を予定しています。多くの来賓も招き、参加者200名以上を目標に、盛大に開催したいと思っています。

今後とも、「継続は力なり」を旗印に定例事業を確実にこなし、着実な会員拡大をし、地域のオピニオンリーダーとしての役割を果たしていきたいと思えます。

### 浦和間税会

関東信越間連

会員数 (人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	571	651	700	800	890	90

#### 1 組織拡大への取り組み方

毎回の役員会の議題に「会員増強と退会防止」を取り上げ、会の最重点課題として役員全員で取り組んでいます。また、金融機関・税理士会支部・各種団体や協会にも協力をお願いして、会員増強を図ってきました。

昨年は、全間連第36回通常総会の開催を当地で引き受けたこともあり、関東信越間連の会長でもある関亦会長の「この機会を会員増強及び各単位会の活性化に結びつけよう！」の掛け声で、近隣の間税会などの競争意識が芽生え、当会も実増90人社の増強ができました。

#### 2 主な事業活動

- ① 会員の親睦をさらに深める目的で、昼食会を兼ねた日帰り視察研修会を実施している。
- ② 女性部が中心となって毎年開催している、企業経営に参考になる研修会を実施する。
- ③ 青年部が主催する親睦ゴルフコンペを、今年度は2回実施する。
- ④ 毎年、小・中学校の租税教育用として、クリアーファイルを提供している。
- ⑤ 近隣の間税会（大宮間税会及び越谷間税会）との合同研修会及び交流会を開催している。

#### 3 今後の活動方針

今までと同じく、役員会を充実させて多くの会員が参加できる活動を目指し、その活動を通して会員増強に繋

がる広報活動を進めていきます。そして、金融機関・税理士会支部・各種団体や協会との協力体制の充実を目指していきます。

## 所沢間税会 関東信越間連

会員数 (人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	600	600	580	707	770	63

### 1 組織拡大への取組み方

平成元年の消費税の創設を機に、物品税・酒税関係業者などで構成されていた会を発展的に解消し、新たに【所沢間税会】が320人で発足しました。

以来20年、着実に次のような事業活動を展開してきましたが、特に、第2回のモデル会の指定を受けたことも大きな励みとなり、徐々に会員は増加してきました。

- ① 発足5年後に支部制を施行、4市の支部がその地域に即した活動を展開（相乗効果が絶大）
- ② 上部機関への役員の積極的登用（会務・財務委員 → 全間連 青年部 → 局連/全間連 組織委員長 → 県連/局連）
- ③ 規約を改正し、役員組織の強化（会長・副会長・専務理事・理事・青年部・代議員 計96名）
- ④ 役員人事は規約にとらわれず、適任者を即時登用（即役員会参加 → 総会で事後承認）
- ⑤ 日常的な勧誘活動（役員・会員からその知人・取引先などへの声かけ運動を実践）

### 2 主な事業活動の内容

- ① 役員会・支部総会・支部会における署の幹部などを講師とする研修会を開催するとともに、間税会の最新状況を説明
- ② 近隣間税会との交流（役員会へ招聘・別会場設置による交流会）
- ③ クリアファイルの配布を通じて間税会を地域にアピール（年間8,000枚）
- ④ 税務連絡協議会・租税教育推進協議会などでの連携推進

### 3 今後の活動方針

- ① 会の活性化を維持・推進する特別委員会の設置（委員長は会長 → 4支部へ助成金支給）
- ② 副会長の職務分担制度（組織・税制・広報・事業などの担当の明確化）
- ③ 上部機関への役職者以外の者の参画奨励（規約改正により推薦者を登用 → 理解と協力の源泉へ）
- ④ 基本理念の周知徹底（“間税会のあり方”再認識 → 独自のパンフレット・資料などによる勉強会）
- ⑤ 会議の効率的な運営（情報交換・討議の場で、業務連絡・伝達などは mail → キャッチボール・FAX活用）
- ⑥ 次世代への円滑な引継（若年層・中堅層の育成 → 次期執行役員へ → 高齢化・衰退防止）

## 越谷間税会 関東信越間連

会員数 (人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	623	713	793	914	1,025	111

### 会員数、悲願の1,000余名達成！

この数年、会員増強を重点施策に掲げてまいりましたが、平成22年4月1日現在、大台の1,000名を超え1,025名に到達しました。

### 1 組織拡大への取組み方

- ① 会長・副会長を中心とし、地域性を活かした取組みをするため、地域の金融機関に働きかけをして会員加入奨励に取り組みました。
- ② 会員企業の協力を得て、全国で初めての「ファミリー会員」（会員の家族や従業員も会員になってもらう制度）を創設し、会員増強を推進しました。

このような活動の結果、111名の会員の純増を実現することが出来ました。

### 2 主な事業活動の内容

本会・女性部・青年部は、それぞれ講演会・研修会・日帰りバスによる視察研修会等を実施しました。

さらに今年度は、各支部内での研修会等の開催を奨励実施しました。

### 3 今後の活動方針

- ① 会への加入メリットの増幅  
今年度も引き続き研修会・講演会・懇親会・視察研修会等の開催により、会員への情報提供と会員間の交流を深めることによって、「会への加入メリット」を実感してもらえるよう展開します。
- ② 支部（6支部）内での研修会等の開催と4つの委員会（事業企画・財政・広報・組織）での各事業への働きかけをします。
- ③ 会員の増強  
今年度の会員の増強の中心をなした「ファミリー会員」を含めたところでの増強活動を常に心掛け、15年連続増加を目指します。

## 土浦間税会 関東信越間連

会員数 (人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	939	900	868	832	934	102

### 1 組織拡大への取組み方

当会は、昨年節目の20周年を迎え、改めて原点に立ち返り、「税務行政への協力」、「税知識の周知徹底」の理念の



総会の席上での組織増強功労者表彰

もと、決意を新たに会活動に取り組むことといたしました。

会員数につきましては、平成12年をピークに減少傾向にありましたが、今回

の全国大会(関東信越大会)の開催を契機に、減少に歯止めをかけることを第一の目的といたしました。

また、全間連の活性化支援策を受けて、達成可能な具体的な目標を設定することで、志気の高揚を図りました。

- 総会 会員の増強を重点事項に掲げる。
- 役員会 組織委員会では、ネットワーク(人脈)とフットワーク(行動力)が求められるので、組織委員長には青年部長経験者をお願いし、チームワーク(団結力)を持って組織増強に取り組む。
- 青年部・女性部の組織の機能を活かした活動を行う。
- 集中的取組み 募集強化期間を設けるとともに、増強目標の設定とその徹底を図る。  
また、ブロック単位に目標を設定し、会議の都度、進捗状況を確認する。  
結果、会長のリーダーシップのもと、役員の意識改革を推進し、役員を中心とした加入勧奨により増強を図ることができました。

**【表彰基準】**

- 5人社以上 …… 単位間税会の総会席上にて表彰
- 10人社以上 …… 県連の ”
- 30人社以上 …… 局連の ”
- 80人社以上 …… 全間連の ”

**2 主な事業活動の内容**

- ① クリアファイルの配付を通じてのPR(租税教室の教材として活用)
- ② 消費税申告書の書き方講座
- ③ 税務署長講演会
- ④ 街頭広報等の実施  
各地のイベント会場などで、クリアファイルや税に関するリーフレットを配付し、税のPRとともに間税会をアピールする。

**3 今後の活動方針**

- ① 継続した組織の拡大(1,000会員目標)
- ② 会員のフォロー(退会防止)  
～フォローの重要性(増強と表裏一体)。  
退会防止策を講じて、増強の下支えを行う。～
- ③ 納税協力団体・租税教育推進協議会との連携協調
- ④ 親睦交流会の充実

用事例説明会の開催)〈同説明会も掲載した初の三条間税会会報の自前作成と配布〉を行い、会員へのサービスレベルの向上を図ってきました。

**3 今後の活動方針**

「税への啓発を定着させ、安定的な成長発展」を目標に、組織の充実と、より計画的な活動を行い、特色ある三条間税会を目指します。



**新城間税会 東海間連**

会員数(人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	58	58	41	35	105	70

**1 組織拡大への取り組み方**

従前から当会に加入していた会員は、物品税の納税者が主体であり、商店街の時計屋や家具屋を営む事業者などで形成されておりました。

当会は愛知県の東三河山間部に位置し、林業も嘗ての勢いが無く人口減少と高齢化が進む中、ご他聞に漏れず商店街はシャッターを閉めたままの店舗が増え、廃業を余儀なくされた会員も多く、加入者数は減少の一途を辿りました。

そんな中、平成21年度総会において会長が交代したのを機に、組織拡大に取り組み始めました。手始めに、顔見知りの社長やボランティア団体で交流のあった事業主の皆さんに、加入をお願いしました。田舎のことで気心も知れた人が多く、快く加入いただいた方もいましたが、「間税会って何の会?」という質問を多く受けたのには驚きました。知名度が低く折りしも景気停滞の状況下で、

**三条間税会 関東信越間連**

会員数(人社)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	178	236	226	295	376	81

**1 組織拡大への取り組み**

平成21年度は、「税への啓発」をもとにした入会勧誘資料及び初の三条間税会会報を自前で作成し、右記の「見える管理図(活動内容を時系列で表わしたもの)」を共有しながら活動することで、目標を達成することが出来ました。

**2 主な事業活動の内容**

会員増強、e-Taxの普及拡大、租税教育の推進に加え、平成21年度は会費未納の会員を訪問し直接ご意見を伺ったことなどを踏まえ、〈税務研修会と各支援制度活

新規の加入勧奨には苦勞しましたが、会長以下役員らの熱意で、70名の方にご賛同いただくことができました。

税務署の幹部に講師をお願いし、今後の財政における消費税の重要性について勉強したことも、勧奨に当たっての一つの説得材料になったように思われます。

## 2 主な事業活動の内容

- ① 役員会・総会等の開催に併せた研修会
- ② 他の税務協力団体との交流
- ③ 税務連絡協議会開催の各種行事等への協賛参加

## 3 今後の活動方針



多くの会員が熱心に受講

地域の事業者の方々に、間税会活動を知っていただき、「共に勉強しましょう」と声掛けしながら、更なる組織拡大に取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度からは「税の標語」を管内全中学校へ募集依頼を行い、これを機に間税会の認知度を上げ会活動への理解も得たいと、役員一同張り切っております。

## 博多間税会

福岡局間連

会員数 (人)	18年	19年	20年	21年	22年	増加会員数
	887	788	789	670	756	86

### 1 組織拡大への取り組み方

平成21年度事業計画の重点項目の中に、組織委員会を

中心とした会員拡大を掲げ、平成21年度内に新規会員100人社増を目標として、加入勧奨推進の取組みを開始しました。

通常総会（6月）終了後の8月、会長と組織委員長が理事全員を訪問し、加入勧奨の協力を依頼しました。10月までの3ヶ月を強化月間として、理事各2人社の新規会員獲得をお願いしました。

当初3ヶ月では目標達成に至らなかったものの、理事の積極的な協力の下、年度末まで取組みを継続した結果、平成21年度新規入会103人社（純増86人社）の増員となり目標を達成することが出来ました。

## 2 主な事業活動の内容

- (1) 会員加入勧奨の推進
- (2) 新規会員のフォロー
- (3) 魅力ある（参加して楽しい）会務運営を通して会員相互の連携強化を図り、会の活力向上と認知度アップを図る
  - ① 会員全体の親睦・交流の場として、総会、新年賀詞交歓会、研修会の後などに懇親会を開催
  - ② 知識を深める場として、講演会、税務をはじめとする各種研修会（経済、地元の芸能・文化等）の開催
- (4) 税務署との意見交換会（新規会員を対象とした意見交換会等）
- (5) 租税教室でのクリアファイル配布（税理士会へ贈呈）

## 3 今後の活動方針

平成22年度事業計画においても、会員拡大による組織強化を重点項目の一つに掲げました。本年度の目標である年度内新規会員50人社増へ向け、組織委員会を中心に理事全員で連携を図りながら取り組んでいきます。

# 歓迎 第37回 通常総会

全間連第37回通常総会 四国大会にご参加していただきありがとうございます。

四国間税会連合会 会長 久米 房之助

香川県間税会連合会 会長 久米 房之助

徳島県間税会連合会 会長 森 真一

愛媛県間税会連合会 会長 佐伯 要

高知県間税会連合会 会長 竹崎 敏夫

始めよう! 月々2,992円  
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ  
**HAPPY GUARD**  
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は [www.zennikkei.co.jp/hs/](http://www.zennikkei.co.jp/hs/) ☎ 0120-87-7575



# 国税庁ホームページのご案内

## www.nta.go.jp

国税庁

検索

国税庁

NATIONAL TAX AGENCY

サイト内検索

検索

検索の仕方

文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム

税について調べる

申告・納税手続

活動報告・発表・統計

国税庁概要・採用

調達・その他の情報

新着情報

訪問者別に調べる

税目別に調べる

- 所得税 法人税
- 源泉所得税 消費税
- 譲渡所得 印紙税
- 相続税 酒税
- 贈与税

パンフレット・手引き

税法・通達等・質疑応答事例

申請・届出様式

タックスアンサー

確定申告書等作成コーナー

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

税理士の方へのお知らせ

国税局・税務署を調べる

札幌 | 仙台 | 関東信越 | 東京 | 金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島 | 高松 | 福岡 | 熊本 | 沖縄

NATIONAL TAX AGENCY

トピックス

トピックス一覧

- ▶ 国税に関するご相談について
- ▶ 税務職員を装った不審な電話にご注意ください



### 申告・納税手続

- 申告・申請・届出に関する情報
- 納税・納税証明書
- 確定申告書等作成コーナー
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)



### 税について調べる

- タックスアンサー(よくある税の質問)
- 税法・通達・質疑応答事例
- 税についての相談窓口
- お酒に関する情報



路線価図



公売情報



Web-TAX-TV



税の学習コーナー

源泉徴収義務者の方へ

相続税・贈与税の  
事業承継税制関連情報

国税庁  
新着情報  
メールマガジン

国税庁概要・採用

- ▶ 国税庁の紹介
- ▶ 採用案内
- ▶ 所管特別民法法人
- ▶ 税務大学校
- ▶ 国税不服審判所

活動報告・発表・統計

- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国税庁の実績の評価
- ▶ 国税庁レポート
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 報道発表資料
- ▶ 統計情報

申告・納税手続

- ▶ 税務手続の案内
- ▶ 事前相談(確定申告書等)の取組
- ▶ 所管法令(e-Gov)
- ▶ 認定NPO法人制度

調達・その他の情報

- ▶ 調達情報・公募情報
- ▶ 国際業務関係情報
- ▶ 情報公開・個人情報保護
- ▶ 税理士関係情報

〈国税庁ホームページ(平成22年7月現在)〉

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright (c) 国税庁 案内図

関連リンク | English | 注意事項 | 個人情報保護方針 | 点字ファイル

## 申告書・納税等のためのページ

### ① 確定申告書等作成コーナー

パソコン画面の案内にしたがってデータ入力することにより、所得税、消費税(個人)及び贈与税の確定申告書などが作成できます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxで送信できます(贈与税を除く)。

### ② 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

自宅やオフィス、税理士事務所から申告や納税などができる「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」について、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、よくある質問(Q&A)など、最新の情報をお知らせしています。

また、e-Taxを利用するために必要な開始届出書をオンラインで提出することもできます。

### ③ 税務手続の案内

各種税務手続の概要や提出時期などのほか、国税の納付手続や納税証明書の交付請求手続などを案内しています。申告書、申請書、届出書、請求書など、手続に必要な用紙のダウンロードもできます。

### ④ 公売情報

公売財産の詳しい内容について紹介しており、様々な条件を入力することにより、全国の国税局や税務署の公売財産を検索することができます。また、インターネット公売に関する情報や公売の日程・手続に関する情報も提供しています。入札等に必要書類をダウンロードすることもできます。

## 税について調べるページ

### ⑤ タックスアンサー (よくある税の質問)

税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談室です。税金の種類ごとに調べられるほか、キーワード検索もできます。

### ⑥ Web-TAX-TV~ジャンルで選べる税金ガイド~

テーマごとに動画と図解で生活シーンに合わせて解説するインターネット番組です。

所得税や消費税の仕組み、確定申告の仕方などを具体的にお伝えしています。24時間、自宅や事務所であらゆる税の情報を入手できます。国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組もあります。

### ⑦ 税の学習コーナー

税の意義や役割を分かりやすく解説したページのほか、租税教室などでご利用いただけるよう、パワーポイント教材や講師用マニュアルなどの各種資料を提供しています。そのほか、税に関するアニメーションビデオやゲームなど、税について楽しく学べるコーナーを設けています。

### ⑧ 路線価図等の閲覧

全国の3年分の路線価図と評価倍率表を公開しています。相続税や贈与税における土地の価額を計算するときに利用してください。

### ⑨ パンフレット・手引き

「暮らしの税情報」をはじめとしたパンフレットや確定申告書の手引き、各種税金の改正のあらましなどがダウンロードできます。

### ⑩ 新着情報・メールマガジン配信サービス

配信登録を行っていただくと、ホームページに掲載された最新の情報や、時節に応じた税情報などを電子メールで受信することができます。

国税庁ホームページのほか、動画共有サイト「YouTube」の「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。